

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた，前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った，達成に向けて取組中，検討・準備段階 **C**：達成できなかった，前年度に比べ後退した

目標		自ら考え，選択し，行動する消費者を支援し，豊かで安全な消費者市民社会を実現する															
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上															
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)		単年度 評価	努力した点，実施効果 未達成の理由，課題等	3年間の 総合評 価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善 案 達成 年度	協議会からの 意見・助言		
1.民間事業者との協働事業による消費者教育の実現	1-1 地域の見守りの観点から，市内事業者へ講座を実施する。	シルバー人材センターや，介護ヘルパーなど訪問型業務の職員に，地域の見守りの観点から消費生活講座を実施する。	高齢者の消費生活トラブルについて，未然防止，早期発見，早期解決できるようになる。	講座の開設	平成31年度末	地域経済振興課	シルバー人材センター ハートフル福祉公社 民間事業者 高齢介護課	H29	シルバー人材センター職員向けに，見守りの観点から出前講座を行った。	A	高齢介護課からの依頼に基づき実施。 また，次へつなげるよう，高齢者生活支援センターにセミナーの案内や出前講座の周知を行った。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H31	シルバー人材センターだけでなく，介護ヘルパーなどの訪問型業務の職員に対し，見守り関係の講座を開催できるよう，積極的に働きかける。		
								H30	高齢者生活支援センターで出前講座を実施。 また，高齢介護課からの依頼に基づき，介護従事者が出席する調整会議にて出前講座を行った。	A	調整会議において，流行のトラブルや見守りのポイントなどについて周知した。			H31	引き続き，関係事業者へ見守り関係の講座を開催できるよう，積極的に働きかける。		
								R1	高齢者生活支援センターで出前講座を実施。 また，民生児童委員や福祉推進委員にも出前講座を起こした。	A	地域での見守り活動に生かせるように高齢者の消費者トラブル事例を取り上げながらわかりやすい講座を心掛けた。				引き続き，関係事業者へ見守り関係の講座を開催できるよう，積極的に働きかける。		
	1-2 地域の見守りの観点から，市内事業者と情報交換を行う。	定期的に生活協同組合と消費生活関連についての情報交換を行う。	高齢者の消費生活トラブルについて，未然防止，早期発見，早期解決できるようになる。	定期的な情報交換	平成31年度末	地域経済振興課	生活協同組合 市内事業者など	H29	毎月，西宮市と協働で，コープこうべの夕食お弁当サービス利用者に，月1回消費者啓発情報を折り込みチラシとして配布。	A	現在，流行しているトラブル事例を紹介し，未然防止につなげている。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	流行しているトラブルについて，折り込みチラシの配布を継続する。		
								H30	毎月，西宮市と協働で，コープこうべの夕食お弁当サービス利用者に，月1回消費者啓発情報を折り込みチラシとして配布。	A	現在，流行しているトラブル事例を紹介し，未然防止につなげている。			H31	流行しているトラブルについて，折り込みチラシの配布を継続する。 ・コープこうべの宅配担当職員が見守り活動を行っている。流行のトラブルなどについて情報提供があれば朝礼等で紹介できる。		
								R1	毎月，西宮市と協働で，コープこうべの夕食お弁当サービス利用者に，月1回消費者啓発情報を折り込みチラシとして配布。	A	現在，流行しているトラブル事例を紹介し，未然防止につなげている。				流行しているトラブルについて，折り込みチラシの配布を継続する。		
	1-3 地域の見守りの観点から，市内事業者へ情報提供を行う。	商工会へ消費生活関連情報などを提供する。	高齢者の消費生活トラブルについて，未然防止，早期発見，早期解決できるようになる。	定期的な情報提供	平成29年度末	地域経済振興課	商工会	H29	特定商取引法改正など必要な情報提供を行った。	C	特定商取引法改正など必要な情報について提供しているが，定期的な情報提供につなげていない。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	1-2で記載した「流行しているトラブルについての折り込みチラシ」を同時に戸屋市商工会事務局に配布する。	H30	・ポスターやチラシを作成し，各事業者に貼ってもらえば，消費者トラブルの予防や，グリーン購入の周知にも効果的だと思う。 ・各事業者に見守りポイントを周知
								H30	郵便局に，送り付け商法への注意喚起等，契約トラブルに関するポスターを掲示した。	B	西山手高齢者生活支援センターより依頼があり実施。			H31	高齢者を中心に，被害の未然防止のため，郵便局等へのチラシ・ポスターの配布を拡充する。		
								R1	郵便局に，送り付け商法への注意喚起等，契約トラブルに関するポスターを掲示した。高齢者福祉施設等の事業所に消費生活センター新聞を配布した。高齢者生活支援センター等へ定期的に消費生活トラブル情報の啓発チラシを配布した。	A	チラシは市内4か所の高齢者生活支援センターや社会福祉協議会など関係機関に配布した。				引き続き，高齢者を中心に，被害の未然防止のため，チラシ・ポスターを配布する。		

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた，前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った，達成に向けて取組中，検討・準備段階 **C**：達成できなかった，前年度に比べ後退した

目標		自ら考え，選択し，行動する消費者を支援し，豊かで安全な消費者市民社会を実現する														
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上														
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)		単年度評価	努力した点，実施効果 未達成の理由，課題等	3年間の 総合評価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言	
2.消費生活 行政との接 点が少ない 就労者など に対する身 近な機関か らの情報提 供や啓発の 充実	2-2 外国語で消費 生活トラブル事 例などを紹介す る。	外国人向けの情報媒体に より，外国語で消費生活 トラブル事例などを紹介す る。	外国人が日本の消費生活 トラブルに関する知識を身 に付け，事前に回避できる ようになる。 消費生活トラブルに遭ったと きに対処できるようになる。	定期的な情報 提供	平成29 年度末	地域経済 振興課	関連部署	H29	アジアニュースレターでよくあるトラブル事 例などを掲載。	B	掲載後，日本語を話せない外国人 からの相談はなかったが，実際に相 談があった場合は，外国語に対応で きる相談員がいないため，通訳など をお願いする必要がある。また，外国 人からの相談件数も少ないため，実 際にどのようなトラブルに遭いやすいの かを把握する必要がある。	A	外国人が遭いやすい消費生活トラブル等を把握 し，外国人向け情報媒体を通じて発信する。	H30	・防災が外国人向けの情報を発信 しているため，一緒にまとめて はどうか。 ・国際交流協会と連携してチラシ を配布してはどうか。	
								H30	国際交流協会と連携し，消費生活トラ ブルについて4か国語で記載のある外国 人向けのチラシを，潮芦屋交流センター に配架した。	A	外国語による相談対応が困難だ が，チラシ配架によりトラブルの未然 防止に努める。					H31
								R1	国際交流協会と連携し，消費生活トラ ブルについて4か国語で記載のある外国 人向けのチラシを，潮芦屋交流センター に配架した。	A	外国語による相談対応が困難だ が，チラシ配架によりトラブルの未然 防止に努める。					引き続き，国際交流協会と連携し，外国人向け のチラシを配架する。
	2-4 消費者にとって 身近な団体で ある自治会など へ情報提供を 行う。	身近な団体である自治会 などへ消費生活トラブルなど の情報を提供する。	身近な団体からの情報提 供により，市民が消費生 活トラブルに関する知識を 身に付け，事前に回避で きるようになる。 消費生活トラブルに遭ったと きに対処できるようになる。	定期的な情報 提供	平成31 年度末	地域経済 振興課	市民参画課	H29	公光町，若葉町自治会や，山手地 区，陽光町の福祉委員会で出前講座 を開催し，よくあるトラブル事例などを紹 介。	A	出前講座を受講された方から，再依 頼や紹介につながるが多いため， 今後も様々なところで，啓発を行っ ていく。	A	引き続き自治会や地域の集まりなどへ消費生活ト ラブルなどの情報を提供する。	H31		
								H30	朝日ヶ丘町自治会，岩園地区福祉委 員会，潮見高齢者生活支援センターで 出前講座を開催し，よくあるトラブル事 例などを紹介。	A	出前講座を受講された方から，再依 頼や紹介につながるが多いため， 今後も様々なところで，啓発を行っ ていく。					H31
								R1	精道地区福祉委員会や福祉推進委員 の会，高齢者生活支援センター（社会 福祉部会，潮見）で出前講座を実施 し，よくあるトラブル事例を紹介した。	A	出前講座を受講された方から，再依 頼や紹介につながるが多いため， 今後も様々なところで，啓発を行っ ていく。					引き続き自治会や地域の集まりなどへ消費生活ト ラブルなどの情報を提供する。

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた、前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 **C**：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する															
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上															
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)		単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言		
3.専門相談・支援機関との連携	3-1 権利擁護支援者への勉強会を行う。	権利擁護支援者養成研修において、消費者保護の講座をカリキュラムに設定する。	地域見守り力が強化され、高齢者の消費生活トラブルについて、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。	勉強会の開催	平成29年度末	地域福祉課	芦屋市権利擁護支援センター	H29	権利擁護支援者養成研修にて「消費者保護の基本的理解（生活支援）」の科目を設定し、「消費者保護の基本と悪徳商法への対応」について研修を実施。	A	権利擁護支援者養成研修を多くの市民に受講してもらえるように、「広報あしや」や市民課窓口番号案内等で広報を実施。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	権利擁護支援者養成研修時のアンケートより、消費者保護に関する内容を見直し、継続して研修を実施。	H30	
								H30	昨年度に引き続き、権利擁護支援者養成研修にて「生活保護の基本的理解（生活支援）」の科目を設定し「消費者保護の基本と悪徳商法への対応」について研修を実施。	A	権利擁護支援者養成研修を多くの市民に受講してもらえるように、「広報あしや」や市民課窓口番号案内等で広報を実施。			H31	引き続き権利擁護支援者養成研修時のアンケートより、消費者保護に関する内容を見直し、継続して研修を実施。	H31	
								R1	昨年度に引き続き、権利擁護支援者養成研修にて「消費者保護の基本と悪徳商法への対応」について研修を実施。	A	権利擁護支援者養成研修を多くの市民に受講してもらえるように、「広報あしや」や市民課窓口番号案内等で広報を実施。				消費者保護に関する研修を継続して実施し消費者トラブルの未然防止や早期発見・対応につながっていくよう努めた。		
	3-2 民生児童委員へ最新情報を提供する。	民生児童委員の定例会において消費生活に関する講習会を開催する。	地域見守り力が強化され、高齢者や子ども、障がいのある人などを含めた地域住民の消費生活トラブルや詐欺被害について、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。	講習会の開催	平成29年度末	地域福祉課	民生児童委員	H29	民生児童委員の9月定例会において、「消費者市民社会の実現について」というテーマで、地域住民の消費生活トラブルや詐欺被害について研修を実施。	A	日頃の民生児童委員活動の中で、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	引き続き、民生児童委員の定例会や高齢者専門部会にて、講習会を実施。	H30	
								H30	民生児童委員の9月高齢者専門部会において、「消費生活トラブルを防ぐために」というテーマで、災害時に発生する詐欺被害についての研修を実施。	A	日頃の民生児童委員活動の中で、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。			H31	引き続き、民生児童委員の定例会や高齢者専門部会にて、講習会を実施。	H31	
								R1	民生児童委員の6月高齢者専門部会において、「悪質商法・消費者トラブルを防ぐために～地域で見守る～」というテーマで、詐欺被害についての研修を実施。	A	日頃の民生児童委員活動の中で、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。				消費生活トラブル等についての意識が低下することのないよう、年に1度は研修を行い、日々の見守り活動の一助になるよう努めた。		

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた、前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 **C**：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する													
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上													
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)		単年度 評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評 価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善 案 達成 年度	協議会からの 意見・助言
4.地域の各団体との連携及び協働事業の展開	4-1 高齢者などに向けての研修を開催する。	まちづくり防犯グループなど団体の連絡協議会において研修会を行う。	消費への関心を深め、知識を身に付けることにより、高齢者などの消費生活トラブルについて、未然防止、早期発見、早期解決できるようにする。	研修会の開催	平成30年度末	建設総務課	まちづくり防犯グループ	H29	7月、11月、2月のまちづくり防犯グループ連絡協議会で芦屋警察による防犯講話を開催するとともに、地域の活動事例を紹介してもらい情報を共有した。	A	芦屋警察等と連携し、最新の情報や、地域の活動事例を共有した。	A	引き続き関係機関と連携し、情報を共有し、地域の防犯活動を活発にする	H30	
								H30	6月、10月、2月のまちづくり防犯グループ連絡協議会で芦屋警察による防犯講話を開催するとともに、地域の活動事例を紹介してもらい情報を共有した。	A	芦屋警察等と連携し、最新の情報や、地域の活動事例を共有した。			H31	
								R1	7月のまちづくり防犯グループ連絡協議会で芦屋警察による防犯講話を開催し、11月の会議では防犯落語のDVDを視聴した。あわせて、地域の活動事例を紹介してもらい情報を共有した。	B	芦屋警察等と連携し、最新の情報や、地域の活動事例を共有した。				
	4-2 高齢者などに向けての講演会を開催する。	生活安全推進連絡会の場において消費に関する講演などを行う。	最新情報の相互共有などの連携を強化することにより、高齢者などの消費生活トラブルについて、未然防止、早期発見、早期解決できるようにする。	講演会の開催	平成30年度末	建設総務課	生活安全推進連絡会	H29	7月の高齢者分科会で芦屋警察による講話、11月の高齢者分科会において消費生活センターによる講習会を開催。	A	芦屋警察、消費生活センターと連携し、最新の情報を生じた講習等を行った。	A	引き続き関係機関と連携し、情報を共有し知識を深めることでトラブルを未然に防ぐ。	H30	
								H30	7月の特別講演会で防犯落語、11月の高齢者分科会において消費生活センターによる講習会を開催。	A	防犯協会、消費生活センターと連携し、最新の情報を生じた講習等を行った。			H31	
								R1	7月の全体会と8月の高齢者分科会で芦屋警察による講話、1月の高齢者分科会で消費生活センターによる講習会を開催。	A	芦屋警察、消費生活センターと連携し、最新の情報を生じた講習等を行った。				
	4-3 自治会などと情報交換を行う。	自治会などへ消費生活情報や出前講座の周知を行う。	自治会などに情報を活用してもらうことで、市民が消費生活情報に触れる機会が増え、消費への関心が深まり、身近に感じるようになる。	定期的な情報提供、講座の周知	平成29年度末	地域経済振興課	市民参画課 生涯学習課	H29	公光町、若葉町自治会で出前講座を開催。	A	出前講座を受講された方から、再依頼や紹介につながるが多いため、今後も様々なところで、啓発を行う必要がある。	A	引き続き、自治会などへ消費生活情報や出前講座の周知を行う。	H30	
								H30	朝日ヶ丘町自治会、岩園地区福祉委員会、潮見高齢者生活支援センターで出前講座を開催し、よくあるトラブル事例などを紹介すると共に、訪問販売お断りシールや関連チラシを配布。	A	出前講座を受講された方から、再依頼や紹介につながるが多いため、今後も様々なところで、啓発を行っていく。			H31	
								R1	精道地区福祉委員会や福祉推進委員の会、高齢者生活支援センター（社会福祉部会、潮見）で出前講座を実施し、よくあるトラブル事例を紹介した。	A	出前講座を受講された方から、再依頼や紹介につながるが多いため、今後も様々なところで、啓発を行っていく。				

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた、前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 **C**：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する												
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上												
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度 評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評 価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善 案 達成 年度	協議会からの 意見・助言
4.地域の各 団体との連 携及び協働 事業の展開	4-4 市内で活動する団体と情報 交換を行う。	市内で活動する団体へ消費生活情報や出前講座の周知を行う。	市内で活動する団体に情報を活用してもらうことで、市民が消費生活情報に触れる機会が増え、消費への関心が深まり、身近に感じるようになる。	定期的な情報提供、講座の周知	平成29年度末	地域経済振興課	市民参画課 市民活動センター 生涯学習課	H29	A	消費生活セミナー情報を市内集会所に配布。また、リードあしやのふれあいCAFÉの講座として参加し、子ども向けの金融講座を開催。公明党支部会へ出前講座を開催。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	
								H30	A	消費生活セミナー情報を市内集会所に配布。また生涯学習課を通じて、出前講座の依頼を受け、実施。				
								R1	A	消費生活セミナー情報を市内集会所に配布。また生涯学習課を通じて、出前講座の依頼を受け、実施。				
	4-5 シルバー人材センターへ最新情報を提供する。	シルバー人材センターが自主的に消費生活に関する講習会を開催する。	会員が知識を身に付けることにより、業務をする中で、高齢者などの消費生活トラブルについて、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。	消費生活に関する講習会の開催	平成31年度末	高齢介護課	シルバー人材センター	H29	A	3月にシルバー人材センターの会員向け17名に、見守りに関する講習会を開催。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	
								H30	A	シルバー人材センター向けに、見守りに関する講習会を開催した。				
								R1	A	シルバー人材センター向けに、見守りに関する講習会を開催した。				

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた、前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 **C**：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する																						
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上																						
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)		単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言									
4.地域の各団体との連携及び協働事業の展開	4-7 サービス事業者へ最新情報を提供する。	高齢者や障がいのある人が利用するサービス事業者に消費生活に関する最新情報を提供する。	高齢者や障がいのある人が、身近なケアマネジャーや相談員などに消費生活に関する相談ができるようになる。消費生活トラブルについて、未然防止、早期発見、早期解決できるようにする。	消費生活に関する相談の実施	平成31年度末	高齢介護課	市内介護福祉事業所 市内障がい福祉サービス事業所	H29	日本司法支援センター（法テラス）が実施している、「認知機能が十分でない方への出張法律相談」の周知を行った。	B	必要な情報提供は行っているが、実際の相談内容等については聞き取りができていない。	高齢介護課	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	H30	・取組内容：法テラスの周知というよりは、会議等での連携により、消費トラブルが解決していることなどを記載したほうがよいのでは。実際に、高齢者生活支援センターやヘルプの事業者が高齢者宅を訪問し、消費生活トラブルを発見したりしている。									
						障害福祉課																		
						高齢介護課										H30	9月に市内のケアマネジャーが集まる介護サービス調整会議にて、契約トラブルに関する事例紹介や未然防止について説明していただいた。	A	利用者の自宅に1ヶ月に1度モニタリング訪問を行うケアマネジャーに未然防止につながる「気づき」のポイントを共有することが出来た。	H31	引き続き、2ヶ月に1度開催している介護サービス調整会議開催の際に、地域経済振興課にも消費生活に関する最新情報の有無について確認する。			
						障害福祉課																H31	消費者被害の防止に向けた啓発に引き続き務める。	
						高齢介護課										R1	4月に市内のケアマネジャーが集まる介護サービス調整会議にて、消費者被害の相談や弁護士、司法書士への相談について権利擁護支援センターより説明していただいた。1月同会議にて、特殊詐欺防止対策と防犯対策について警察署より説明していただいた。	A	利用者の自宅に1ヶ月に1度モニタリング訪問を行うケアマネジャーに消費生活トラブルの最新の傾向や未然防止につながる視点について共有することができた。	障害福祉課	B			クーリングオフや詐欺などの相談は特になし
						障害福祉課																B	個別相談を受ける中で、消費生活支援センターに連絡したほうがよいと思うケースについては、つないだり、関係機関と連携し対応した。	
障害福祉課	H29	休会中の消費者協会について再設立を検討。	B	協会の会長の人選や、消費生活サポーターとの連携方法等について検討。	A	休会中の消費者協会の活動を再開し、消費者教育の推進に向け、活動支援を行う。	H31	・消費生活サポーターがメインとなることが考えられるが、どのように担っていくかが課題。 ・各課が所管する団体等にサポーター募集の際に周知依頼する。																
地域経済振興課									H30	消費生活サポーターのグループ活動と絡めて消費者協会の再設立を検討中。	B	協会の会長の人選や、消費生活サポーターとの連携方法等について検討。	H31	休会中の消費者協会の活動を再開し、消費者教育の推進に向け、活動支援を行う。										
	R1	消費者協会の再始動を支援した	A	協会の会長の人選や、消費生活サポーターとの連携方法等について検討。	H31	消費者教育の推進に向け、継続的に活動支援を行う。																		

R1取組状況確認シート② 評価 **A**：達成できた，前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った，達成に向けて取組中，検討・準備段階 **C**：達成できなかった，前年度に比べ後退した

目標		自ら考え，選択し，行動する消費者を支援し，豊かで安全な消費者市民社会を実現する															
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上															
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組内容 (進捗を表す指標等)		単年度 評価	努力した点，実施効果 未達成の理由，課題等	3年間の 総合評 価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総合評価の理由	改善 案 達成 年度	協議会からの 意見・助言		
6.消費生活 サポーター制 度の設立	6-1 消費生活サ ポーターを育成 する。	消費生活サポーター研修を 実施し，兵庫県の研修シ ステムとも連携しながら消費 生活サポーターを育成す る。	消費生活サポーターが地 域において安全・安心な消 費生活を支える活動を行う ようになる。	研修プログラ ムの作成 消費生活サ ポーター10人 登録	平成31 年度末	地域経済 振興課	兵庫県	H29	10月から研修を開催。消費生活サポーターとして必要な知識についてのプログラムを作成し，6日間（全9回）行った。11名が参加し，サポーターとして登録を行った。	A	基本的な知識から，消費に関する法律や，トラブルの多い通信関係，表示など，サポーターとして必要な知識を学ぶプログラムを作成。最後には，事例から気づきと見守りの観点を学ぶグループワークを行うことで，横のつながりも強化。	A	第2期消費生活サポーター研修を実施。第1期生も交えて，活動の活発化を図る。	H30	・サポーターにも寸劇を依頼しては。学生と一緒にやったり，地域で活動ができるようになる。 ・各課が所管する団体等にサポーター募集の際に周知依頼する。		
								H30	10月から研修を開催。消費生活サポーターとして必要な知識についてのプログラムを作成し，7日間（全10回）開催。15名が参加し，13名がサポーター登録。	A	基本的な知識から，消費に関する法律や，トラブルの多い通信関係，表示など，サポーターとして必要な知識を学ぶプログラムを作成。講座の一部を公開セミナーとし，サポーターの活動についても広報できた。					H31	消費者グループとして活動できるよう，働きかける。
								R1	10月から研修を開催。消費生活サポーターとして必要な知識についてのプログラムを作成し，8日間（全10回）開催。8名が参加し，6名がサポーター登録。		今後も継続的に消費生活サポーター講座を実施し，消費者グループとして地域見守り活動ができるよう働きかける。						
	6-2 消費生活サ ポーター登録 制度の構築及 び継続を支援 する。	消費生活サポーター登録 制度を構築し，サポーター に対し，継続的に消費生 活情報などを提供する。	消費生活サポーターが継 続して地域において安全・ 安心な消費生活を支える 活動を行うようになる。	登録制度の準 備，構築	平成31 年度末	地域経済 振興課	消費者協会	H29	登録制度を構築。サポーター登録証を発行。セミナーの案内などを郵送等により配布。	A	地域での活動内容等をグループワークで考えることで，具体的なイメージをつかみやすくなったと考えられる。継続してサポーターとして活動するにあたり，どのように情報提供等を行うのが有効か検討。	A	第1期生に対し，フォローアップ講座や情報提供を行うと共に，第2期生の育成を共に行う。	H30	・サポーターにも寸劇を依頼しては。学生と一緒にやったり，地域で活動ができるようになる。 ・各課が所管する団体等にサポーター募集の際に周知依頼する。		
								H30	前年度登録者に対し，セミナーの案内を送付。また，今期の講座についても参加できるようにし，法律の改正や最近のトラブルの傾向について情報提供できた。	A	1期のカリキュラム時には盛り込んでいなかったテーマの講座を追加し，ステップアップを図った。					H31	消費者グループとして活動できるよう，働きかける。
								R1	前年度登録者に対し，セミナーの案内を送付。また，今期の講座についても参加できるようにし，法律の改正や最近のトラブルの傾向について情報提供できた。	A	1期のカリキュラム時には盛り込んでいなかったテーマの講座を追加し，ステップアップを図った。						今後も継続的に消費生活サポーター講座を実施し，消費者グループとして地域見守り活動ができるよう働きかける。